

公益通報者保護制度の 在り方・見直しの視点について

平成22年9月
消費者庁企画課

【目次】

(1) 本制度が何を目的とし、どのような場面での機能が期待されるのか	3
(2) 公益通報者保護制度の導入を促すための施策	11
(3) 公益通報者保護制度の改善の方策	15
(4) 通報を受けた事業者・行政機関がとるべき対応	21

公益通報者保護制度の在り方・見直しの視点について

(1) 本制度が何を目的とし、どのような場面での機能が期待されるのか

- 公益通報者保護制度の目的については、公益通報者保護法第1条に、次のように規定されている。

「公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。」

- この点に関する議論

- ・ 国民生活審議会(平成15年5月)

- －事業者においては、企業行動指針の策定、「企業倫理ヘルプライン(相談窓口)」の整備、社内教育の充実等の自主的な取組みが進められているところであるが、各事業者において、事業規模等の実情に応じつつ、企業倫理の浸透とコンプライアンス(法令遵守)経営の促進に向けて、このような取組みをなお一層積極的に進めることが求められる。

- －公益のために通報を行ったことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう通報者保護に関する制度的なルールを明確化し、通報の結果に対する予見可能性を高めていくことが必要と考えられる。

- －通報者保護に関する制度的なルールの明確化は、事業者のコンプライアンス(法令遵守)経営や消費者への情報提供を通じ、消費者被害の未然防止・拡大防止に資するほか、法令違反に対する行政の監視機能を補完する仕組みとしても効果を發揮することが期待される。

- ・ 公益通報者保護制度のあり方に関する懇談会(平成21年度)

- －公益通報者保護制度の存在を契機として、企業内部のコミュニケーションの円滑化を図り、違法行為などに対しての企業の自主的な是正の取組を促すことが重要

- －法令遵守は、本来事業者内部での通常のコミュニケーションを通じて実現すべきものであり、公益通報者保護制度を利用した通報により事業者内部での法令遵守を図るというのはいわば緊急のルートである。

公益通報者保護法の逐条解説(消費者庁ホームページ(抄))

【第1条(目的)】

1. 制度の目的・必要性

(1) 労働者による公益通報と事業者による解雇等の不利益な取扱い

- ① 事業者がその事業に関して犯罪行為等を行っている場合に、当該事業者の事業に従事している労働者は、その犯罪行為等の事実を知り得る立場にある。しかし、労働契約関係において労働者は、労務の提供について事業者の指揮命令に服する義務を負うほか、信義則上、事業者の利益を不当に害さないように行動する義務(誠実義務)を負っており、通常、就業規則において、事業者の業務命令権、営業秘密の保持義務、企業の信用や財産を損なわない義務などが明文化され、これらに違反した場合については懲戒処分等の対象とされている。
このため、労働者が、その犯罪行為等について知り得た事実を事業者の意に反して通報した場合には、企業秩序遵守義務違反や誠実義務違反として解雇その他の不利益な取扱いを受けるおそれがある。
- ② 事業者による労働者の解雇について、判例では、「使用者の解雇権の行使も、それが客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合には、権利の濫用として無効」(最高裁第二小法廷昭和50年4月25日判決)とされ、労働基準法にも、平成15年の法改正で、第18条の2に、解雇について同趣旨の規定が置かれた(平成16年1月1日施行)。また、懲戒についても、判例では、「使用者の懲戒権の行使は、当該具体的な事情の下において、それが客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合に初めて権利の濫用として無効」(最高裁第二小法廷昭和58年9月16日判決)とされている。
- ③ しかし、これらの現行法制や判例では、
- ア. どのような内容の通報をどこへ行えば解雇等の不利益な取扱いを受けないのかに関する要件が必ずしも明確でなく、公益通報に関する判例も豊富とは言えないため、公益にかかる通報という正当な行為を行おうとする労働者が一方的に解雇等の不利益な取扱いを受けるおそれを抱えることとなること
- イ. 労働者が被る不利益取扱いとしては、解雇以外にも配置転換等の人事上の措置なども考えられるが、これを制限する法的根拠が判例以外に存在しないこと

という問題があった。

(2) 法令の規定の遵守と公益通報

- ① 事業者の様々な不祥事のうち、特に、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法令に係る犯罪行為や法令違反行為については、
- ア. 犯罪行為や法令違反行為によって国民の生命、身体、財産等に被害が及ぶ可能性が高く、また、これらの犯罪行為や法令違反行為が国民生活における安心や信頼を大きく阻害すること、
- イ. 実際に被害が発生した場合には、被害が広範囲に及んだり、回復しがたい被害が生じるなど、事後的な損害賠償請求等によっては効果的な救済とならないことが考えられ、被害の未然防止・拡大防止を図る観点から犯罪行為や法令違反行為を抑止していく必要があること、
- という状況があり、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展の見地から、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法令の実効性を高めていくことが緊要な課題となっている。
- ② このような課題に対処する方策として、次の方策が考えられる。
- ア. 事業者自身が、企業倫理の浸透とコンプライアンス(法令遵守)経営の徹底を図ること。
- イ. 行政が、事後チェック体制(監視体制、罰則等)の強化を図ること。
- ウ. 多くの不祥事が事業者の内部関係者からの通報を契機として発覚したことを踏まえ、このように公益通報者が事業者から解雇等の不利益な取扱いを受けないことを確保するとともに、事業者や行政機関が公益通報に対して適切に対応すること。
- ③ このうち、ア. の事業者の取組みについては、犯罪行為や法令違反行為が、一部の悪質事業者だけではなく、国民が信頼する著名な企業において、過度の利益追求のための手段として行われていたことから、事業者自身による取組みだけに委ねることについては限界が指摘されている。また、イ. の行政の取組みについては、監視体制の強化のためのリソースに限界があるため、事業活動の全てを監視することは困難と考えられる。
- このため、ウ. の公益通報が、法令の実効性確保を図る上で適切な役割を果たすことが必要と考えられる。

(3) 制度の目的・必要性

以上のとおり、近年における国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法令に係る犯罪行為や法令違反行為の発生状況等を踏まえ、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する上で公益通報に関する制度を整備することが緊要な課題であることにかんがみ、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、当該法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する必要がある。

国民生活審議会における議論

国民生活審議会消費者政策部会報告書「21世紀型の消費者政策の在り方について」 (平成15年5月)

第4章 消費者政策の実効性確保

第4節 公益通報者保護制度の整備

1. 制度の目的・必要性

(1) 近年続発した企業不祥事によって、事業者は消費者をはじめとする社会の信頼を大きく損ない、一部の事業者は市場からの撤退を余儀なくされた。

事業者の活動は国民生活の隅々にまで大きな影響を与えるようになっており、消費者は、これら事業者の法令違反により様々な利益を侵害されることとなる。

(2) 食品の偽装表示事件や自動車のリコール隠し事件にみられるように、企業不祥事の多くは、事業者内部の労働者等からの通報を契機として明らかにされた。

そもそも法令違反行為は許されるものではなく、事業者の透明性や消費者への情報提供が従来にも増して求められている今日、これら消費者利益等に関する法令違反の是正のための通報は、正当な行為として評価されるべきと考えられる。

その一方、民間の通報者支援団体には、これら通報者から、事業者内部や外部に誠実に通報したにもかかわらず職場で不利益な取扱いを受けているとの相談が寄せられている。

労働者に対する解雇や懲戒処分について判例では、それが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合には、権利の濫用として無効となるとされており、公益通報を行った労働者の解雇が無効となった例もある。しかし、公益のために通報を行った場合に、どのような内容の通報をどこへ行えば解雇等の不利益な取扱いから保護されるのかは必ずしも明確でないのが現状である。

(3) 近年、英国においては包括的な公益通報者保護法である「公益開示法(Public Interest Disclosure Act 1998)」が制定され、米国においても公的部門を対象とする「内部告発者保護法(Whistleblower Protection Act of 1989)」のほか、「21世紀に向けた航空投資・改革法(Aviation Investment and Reform Act for the 21st Century 2000)」、「企業改革法(Corporate and Criminal Fraud Accountability Act 2002)」など、個別分野において公益通報者保護に関する立法が進められている。

(4) これらを踏まえ、事業者においては、企業行動指針の策定、「企業倫理ヘルpline(相談窓口)」の整備、社内教育の充実等の自主的な取組みが進められているところであるが、各事業者において、事業規模等の実情に応じつつ、企業倫理の浸透とコンプライアンス(法令遵守)経営の促進に向けて、このような取組みをなお一層積極的に進めることが求められる。

同時に、事業者による法令遵守を確保して消費者利益の擁護等を図っていくためには、公益のために通報を行ったことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう通報者保護に関する制度的なルールを明確化し、通報の結果に対する予見可能性を高めていくことが必要と考えられる。

このような通報者保護に関する制度的なルールの明確化は、事業者のコンプライアンス(法令遵守)経営や消費者への情報提供を通じ、消費者被害の未然防止・拡大防止等に資するほか、法令違反に対する行政の監視機能を補完する仕組みとしても効果を発揮することが期待される。

(5) このため、制度が悪用されることのないよう配慮しつつ、事業者による法令遵守を確保して消費者利益の擁護等を図るために、公益通報者保護制度を整備する必要があるものと考える。(後略)

(6) なお、本制度の対象とならない通報については、一般法理に基づき、個々の事案ごとに、通報の公益性等に応じて通報者の保護が図られるべきであり、制度の導入により反対解釈がなされることがあってはならない。制度の実施にあたっては、この点について十分な周知を行うことが必要である。

国会における議論(本会議・内閣委員会)

[衆議院本会議28号(平成16年4月27日)]

○宮下一郎君（前略）

本法案は、事業者みずからが法令を遵守する体制、いわゆるコンプライアンス体制を整備することを後押しするとともに、国民の利益向上を図ることを目的としていると考えますが、大臣の御認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君)（前略）

近年、事業者におきましては、企業倫理に関する従業員からの相談や通報の窓口を整備するなど、企業倫理の浸透と法令遵守経営の促進に向けて自主的な取り組みが進められていると承知をしております。

しかしながら、近年、事業者の犯罪行為でありますとか法令違反行為が、その内部の関係者からの通報を契機として次々と明らかにされたことを踏まえますと、自主的な取り組みと同時に、公益通報者保護に関する制度的なルールを明確化していくことがぜひとも必要と考えられます。

本法案は、以上の認識のもと、公益通報者の保護を通じまして、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法令の規定の遵守を図りますとともに、広く国民に被害が及ぶのを防止することを目的とするものであります。本制度の整備によりまして、事業者による自主的なコンプライアンスへの取り組みが一層促進されていくというふうに考えております。

[衆議院内閣委員会14号(平成16年5月14日)]

○原口委員 だから、そこなんですよ。だから、一般法理でも、だれが見たって、これは今でも保護されるでしょう、違うんですか。皆さんがここに要件を書かれていること、これは保護されるでしょう、今おっしゃった労働基準法の中でも。保護されませんか。

○竹中国務大臣 今回の法律は、今まで何か法律で決めてきたことと逆のことを決めるとか、そういうものではございません。今回の法律は、一定の要件に該当する公益通報について保護されるということを明確化することによって、そうすることによって今よりも通報を容易にするんだ、予見可能性を明確にするという意味合いを持っているわけです。

法施行後の議論

—公益通報者保護制度のあり方に関する懇談会—

「公益通報者保護制度のあり方に関する懇談会における主な議論等」(平成21年8月)抜粋

3 公益通報者保護制度の全体的な評価及び課題

(1) 公益通報者保護法制定の評価

法の施行により成果があったのかどうかの評価は難しいが、早い段階で問題を見出し、問題提起し、改善できるのは良いことである。公益通報が行われることなく不正行為を放置した場合、従業者、同種事業者、消費者のいずれにとっても良い結果をもたらさないとの指摘があった。

公正取引委員会による不当景品類及び不当表示防止法に基づく排除命令の例を見ても、内部の情報がなければ法律に違反する行為の存在が判明しなかったのではないかと思われる事例があり、消費者の適正な利益の実現のためにも、事業者内部の法律に違反する行為の情報が行政機関などに提供され、当該行為の是正が図られることは意味があるとの指摘があった。また、公益通報者保護制度の存在を契機として、企業内部のコミュニケーションの円滑化を図り、違法行為などに対しての企業の自主的な是正の取組を促すことが重要であり、また公益通報者保護制度が十分に生かされるためにも、公益通報者保護制度が労働者にとって利用しやすい制度であることが必要であるとの指摘があった。

なお、今般の消費者庁の創設に伴い、消費者事故等に関する情報の集約等が図られ、消費者被害の発生・拡大防止のための措置が講じられることが期待できるが、法の目的の一つに消費者の利益の擁護があり、公益通報者保護制度はより早い段階での事業者の自主的な取組により、消費者事故等を未然に防ぎ又は被害の拡大を防止できるものとして、引き続き必要なものであるとの指摘があった。

(2) 事業者や行政機関の法令遵守への取組における公益通報者保護制度の位置付け

法令遵守は、本来事業者内部での通常のコミュニケーションを通じて実現すべきものであり、公益通報者保護制度を利用した通報により事業者内部での法令遵守を図るといふのはいわば緊急のルートである。公益通報者保護制度のプラスイメージを定着させるためには、事業者内部での通常のコミュニケーションによる解決では不十分である理由、また公益通報という緊急のルートが必要となる理由を明確にする必要がある。通常のコミュニケーションによる解決に比べて、事業者に対して内部通報を行うことのメリットとしては、情報伝達の経路の長さが通常の企業内部でのコミュニケーションによる場合と比べて短いため、迅速な情報伝達が期待できるという点が考えられる。

公益通報者保護制度はいわば緊急のルートであるという認識からすれば、事業者内部での通報を契機とした法令違反行為の是正に対して過度な期待を持つべきではないように思われる。内部通報制度が普及したから、企業内部での通常のコミュニケーションによる問題解決が図られるという関係にはないのではないか。

(3) 公益通報者保護制度の目的と公益通報の対象の範囲

(ア) 公益通報者保護制度の目的

法第1条では、この法律の目的は「公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資すること」にあるとされている。

この点について、公益通報については、①通報を行う通報者の権利・利益の保護、②通報の対象となる被通報者の法令違反行為等に対する処分・是正、③当該法令違反行為等により生じている又は生じるおそれのある第三者の権利・利益に対する侵害の防止・是正、という三つの側面があるが、その最終的な目的はあくまで③にある。このうち、①及び②は、③を実現するための副次的な要素と位置付けられるべきであって、それ自体が目的と認識されるべきではない。仮に、②自体が強調されれば、公益通報は「密告」的な色彩を帯び、内部通報窓口等は被通報者の行為を取り締まる「警察」的な存在として認知されるおそれがあり、①自体が強調されれば、公益通報は「不服申立」的な色彩を帯びることになり、内部通報・相談窓口等は不服申立に対する判断を行う「裁判所」的な存在として認知されるおそれがあるとする。しかし、公益通報は、企業や公的機関等の組織が公益阻害行為を自主的に防止・是正することを促し、それにより安心・安全な社会を築き上げていくために役立つことが、その本質として期待されるべきである。そのためには、むしろ通報者と内部通報・相談窓口等との間には、公益実現に向けた協力関係が構築されることが理想的であるとの指摘があった。

公益通報者保護制度の在り方・見直しの視点について

(2) 公益通報者保護制度の導入を促すための施策

○ 法制定時の附帯決議

- ・ 衆議院：(前略)国、地方を通じて行政機関における通報・相談の受付窓口の整備・充実に努めること。(後略)
- ・ 参議院：事業者及び行政機関において、通報をしようとする者が事前に相談できる窓口が整備されるよう促進すること。また、(中略)公益通報受付体制の整備を図ること。

○ 公益通報者保護制度の導入に係る現状

- ・ 行政機関における相談・通報窓口の設置
 - ：各府省庁、都道府県は、すべて設置されている。
一方、市区町村における設置率は、4割程度にとどまる。
- ・ 民間事業者における内部通報制度の導入
 - ：大企業では導入が進んでいる一方、中小企業では導入率が低い。

○ 公益通報者保護制度の導入を促すための取組

- ：法制定直後より、前所管庁である旧内閣府国民生活局において下記取組を実施し、消費者庁設置後も引き続き実施
 - (1) 公益通報者保護制度の周知啓発活動
 - (2) 公益通報者保護制度に関する情報提供・相談

1. 公益通報者保護制度の導入に係る現状

(1) 行政機関における通報・相談窓口の設置状況・設置しない理由

[設置状況]

※ 平成21年度「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査等」より

機関		%
設置している	19	100.0
設置する予定である	0	0.0
設置するか否かを検討中である	0	0.0
設置する予定はなく、検討もしていない	0	0.0
N	19	100.0

【都道府県】

機関		%
設置している	47	100.0
設置する予定である	0	0.0
設置するか否かを検討中である	0	0.0
設置する予定はなく、検討もしていない	0	0.0
N	47	100.0

【市区町村】

機関		%
設置している	733	44.7
設置する予定である	132	8.0
設置するか否かを検討中である	499	30.4
設置する予定はなく、検討もしていない	277	16.9
N(無回答を除く)	1641	100.0

[設置していない理由]

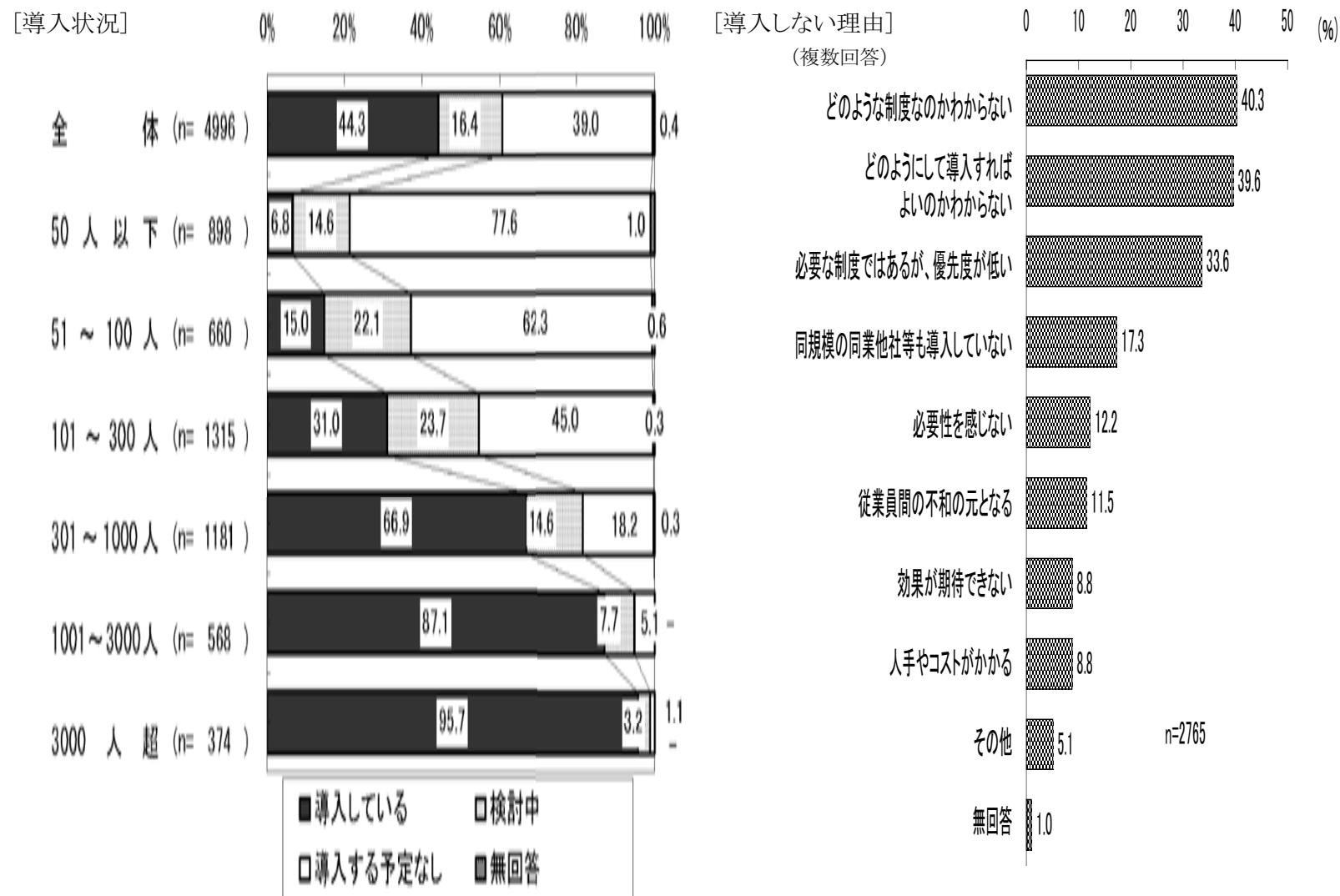
※ 平成21年度「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査等」に係る追加アンケート結果より(平成22年8月)

通報・相談の受付窓口を設置していない理由		回答数	%
1	必要な制度ではあるが、優先度が低い	241	29.1%
2	人手が足りない	112	13.5%
3	同規模の市区町村も導入していない	98	11.8%
4	(規模・組織の状況等からみて)通報者の秘密が守れない	90	10.9%
5	効果が期待できない	75	9.0%
6	どのようにして導入すればよいのかわからない	70	8.4%
7	必要性を感じない	28	3.4%
8	職員間の不和の元となる	27	3.3%
9	予算の手当てがない	17	2.1%
10	どのような制度なのかわからない	14	1.7%
11	首長が導入に慎重又は反対である	0	0.0%
12	その他	57	6.9%
計		829	100.0%

※686自治体から回答(複数回答)

(2) 民間事業者における内部通報制度の導入状況・導入しない理由

※ 平成20年度「民間事業者における通報処理制度の実態調査」より



2. 公益通報者保護制度の導入を促すための取組状況

公益通報者保護法の旧所管庁であった内閣府国民生活局において、また消費者庁に同法が移管された後(平成21年9月以降)は引き続き同庁において、以下の取組を実施している。

※ 第1回公益通報者保護専門調査会資料2「公益通報者保護制度説明資料」23頁以下御参照

(1) 公益通報者保護制度の周知啓発活動

- 広報資料の作成・配布 (平成17年度～)
- 公益通報者保護法説明会の開催 (平成17年度～)
- 行政機関職員向け公益通報研修会の開催 (平成18年度～)

(2) 公益通報者保護制度に関する情報提供・相談

- 公益通報者保護制度ウェブサイト

<http://www.caa.go.jp/seikatsu/koueki/index.html>

- 公益通報者保護制度相談ダイヤル

Tel (03)3507-9262 平日 9:30～12:30、13:30～17:30

公益通報者保護制度の在り方・見直しの視点について

(3) 公益通報者保護制度の改善の方策

法施行前

- 法制定時の附帯決議
 - ・衆議院：公益通報を受けた行政機関がとるべき対応について、ガイドラインの作成等により、公益通報者に対する調査結果の通知等適切な対応を確保すること
- 通報を適切に処理するためのガイドラインを制定し、運用の指針を提示
(平成17年7月)



法施行後

- 各種調査によって、法の施行状況や制度の実態等を把握
- 研究・調査会を実施し、制度の課題を抽出するとともに、改善の方策を議論

附帯決議

■ 公益通報者保護法に対する附帯決議(平成16年5月21日 衆議院内閣委員会)抜粋

政府は、本法施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本法の立法趣旨や各条項の解釈等について、労働者、事業者、地方公共団体等に十分周知徹底すること。特に、本法の保護の対象とならない通報については、従来どおり一般法理が適用されるものであって、いやしくも本法の制定により反対解釈がなされてはならないとの趣旨及び本法によって通報者の保護が拡充・強化されるものであるとの趣旨を周知徹底すること。
- 二 公益通報を受けた事業者及び行政機関は、公益通報者の個人情報を漏らすことがあつてはならないこと。
- 三 公益通報を受けた行政機関がとるべき対応について、ガイドラインの作成等により、公益通報者に対する調査結果の通知等適切な対応を確保すること。
- 五 公益通報をされた事業者の是正措置等の通知が公益通報者に対し確実になされるよう、事業者に対する指導等を行うこと。
- 六 いわゆるコンプライアンス経営についての事業者の取組を積極的に促進すること。
- 八 本法の適用に当たっては、通報をしようとする者が事前に相談できる場が必要であることから、国、地方を通じて行政機関における通報・相談の受付窓口の整備・充実に努めること。
また、民間における相談窓口の充実に関し、日本弁護士連合会等に協力を要請すること。

■ 公益通報者保護法に対する附帯決議(平成16年6月11日 参議院内閣委員会)抜粋

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本法の立法趣旨が通報者の利益の保護を拡充・強化しようとするものであること、及び本法による保護対象に含まれない通報については従来どおり一般法理が適用されるものであることを、労働者、事業者等に周知徹底すること。
- 三 公益通報者の氏名等個人情報の漏えいが、公益通報者に対する不利益な取扱いにつながるおそれがあることの重大性にかんがみ、公益通報を受けた者が、公益通報者の個人情報の保護に万全を期するよう措置すること。
- 四 事業者及び行政機関において、通報をしようとする者が事前に相談できる窓口が整備されるよう促進すること。また、公益通報を受けた事業者及び行政機関が、通報対象事実についての調査結果及び是正措置等を公益通報者に通知するよう、公益通報受付体制の整備を図ること。

ガイドライン

※ 第1回公益通報者保護専門調査会資料2「公益通報者保護制度説明資料」13頁以下御参照

- (1) 国の行政機関の通報処理ガイドライン(内部の職員等からの通報)
- (2) 国の行政機関の通報処理ガイドライン(外部の労働者からの通報)
- (3) 公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン

調査

※ 第1回公益通報者保護専門調査会資料2「公益通報者保護制度説明資料」25頁御参照

※ 第2回公益通報者保護専門調査会資料1「公益通報者保護制度に関する調査結果(概要)」御参照

- 行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査(平成18年度～)
- 民間事業者における通報処理制度の実態調査(平成18年度・平成20年度)
- 公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査
(平成17年度・平成20年度)

研究・懇談会

※ 第1回公益通報者保護専門調査会資料2「公益通報者保護制度説明資料」26頁御参照

■ 民間企業における公益通報者保護制度その他法令遵守制度の整備推進に関する研究会 (平成19年度)

「社会全体として公益通報者保護制度等の更なる整備推進に向けた提言」(平成20年3月)

〔制度の更なる充実強化に向けた提言〕

- ① 公益通報者保護制度は、法施行後ますます重要性を増しており、我が国社会の発展のため更なる普及促進や機能強化が図られる必要があること。
- ② そのためには未だ、組織における公益通報に対する認識不足や制度の形骸化、社会全体における理解不足など課題が多く、行政、企業、労使団体、専門家ら各主体がそれぞれの役割を果たし、協働して取り組むことが必要であること。
- ③ 中小企業における制度整備の促進を図るために、共同窓口設置を含め、各主体の取組努力と国の支援が必要であること。
- ④ 公益通報者保護制度について、内部統制や社会的責任という大きな枠組みとの関連づけも重要であること。特に、実効性ある内部通報制度を構築・運用することが、内部統制を進める上で不可欠な要素であるとともに、組織が社会的責任を果たす上での大前提であることについて、社会的コンセンサスの形成及び浸透が重要であること。
- ⑤ 本来大きな役割を果たす必要のある行政機関の立ち遅れが著しく大きな阻害要因となっているのが現状であり、早急に意識改革を図った上で格段の取組が必要であること。
- ⑥ 国が各主体との対話の促進を図ることにより、社会的コンセンサスの形成や社会全般に対する浸透、各主体の協働による継続的な取組が図られる環境を整備することが適当であること。

■ 公益通報者保護制度のあり方に関する懇談会（平成21年度）

「公益通報者保護制度のあり方に関する懇談会における主な議論等」(平成21年8月)

〔概要〕

○ 公益通報者保護制度の全体的な事項についての評価及び課題

- 本制度により、早い段階で問題を発見し、是正が図られることは意味がある。
- 公益通報については、法令違反行為等による第三者の権利・利益に対する侵害の防止・是正が最終的な目的であり、事業者における内部通報制度の運用にあたり、その制度の本質を曖昧にすべきではないとの指摘がある一方、通報・相談者の利便性や重要な情報を広く収集するためにも、内部通報の対象は広く捉えることが望ましいとの指摘もあった。
- 本制度は、事業者内部でのコミュニケーションによる違法行為の是正等が機能しない場合の緊急のルートであるという指摘があった。

○ 公益通報者保護制度をめぐる当事者についての評価及び課題

- 事業者に対して、内部通報制度の整備が自らの事業の遂行にとって有益だという認識を促すことにより、その導入を促進していく必要あり。
- 小規模な企業では、公益通報者保護制度の認識等が不十分であり、まずは業界団体等を通じての普及促進を行っていくことが必要であると考えられる。
- 労働者にとっても、内部通報窓口の整備や意識の変化により公益通報保護制度を利用しやすくしていく必要あり。

○ 結び

- 効果的な普及啓発や民間事業者の取組の促進策等について検討が必要である。
- 今後、懇談会の検討の経緯等にも留意した消費者委員会での議論が期待される。

公益通報者保護制度の在り方・見直しの視点について

(4) 通報を受けた事業者・行政機関がとるべき対応

1. 事業者が取るべき対応

- 公益通報者保護法第9条に、次のように規定されている。

「書面により公益通報者から第三条第一号に定める公益通報をされた事業者は、当該公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置をとったときはその旨を、当該公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、当該公益通報者に対し、遅滞なく、通知するよう努めなければならない。」

- 事業者が通報処理を適正に行うための参考とするため、「公益通報者保護に関する民間事業者向けガイドライン」及び「国の行政機関の通報処理ガイドライン(内部の職員等からの通報)」を制定。

2. 行政機関が取るべき対応

- 公益通報者保護法第10条第1項・第11条に、次のように規定されている。

「公益通報者から第三条第二号に定める公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。」

「前条第一項の公益通報が誤って当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に対してされたときは、当該行政機関は、当該公益通報者に対し、当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。」

- 国の行政機関が通報処理等を適切に行うため、「国の行政機関の通報処理ガイドライン(外部の労働者からの通報)」を制定。

公益通報者保護法

(是正措置等の通知)

第九条 書面により公益通報者から第三条第一号に定める公益通報をされた事業者は、当該公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置をとったときはその旨を、当該公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、当該公益通報者に対し、遅滞なく、通知するよう努めなければならない。

(行政機関がとるべき措置)

第十条 公益通報者から第三条第二号に定める公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

2 前項の公益通報が第二条第三項第一号に掲げる犯罪行為の事実を内容とする場合における当該犯罪の捜査及び公訴については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の定めるところによる。

(教示)

第十一条 前条第一項の公益通報が誤って当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に対してされたときは、当該行政機関は、当該公益通報者に対し、当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン

- ① 事業者内での通報処理の仕組みの整備
- ② 通報の受付
- ③ 調査の実施
- ④ 是正措置の実施
- ⑤ 解雇・不利益取扱いの禁止
- ⑥ フォローアップ
- ⑦ その他

国の行政機関の通報処理ガイドライン(内部の職員等からの通報)

- ① 通報処理の在り方
- ② 通報の処理
- ③ 通報者等の保護
- ④ その他

国の行政機関の通報処理ガイドライン(外部の労働者からの通報)

- ① 通報処理の在り方
- ② 通報の処理
- ③ その他